

船橋市家族介護慰労金の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第18条第1号に規定する介護給付を受けない在宅の重度要介護者の家族介護者に対し、家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、高齢者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度要介護者 市町村民税が非課税世帯に属する者で、1年間継続して次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。

ア 法第19条第1項の規定により本市の要介護認定を受けている者であって、その者に係る法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5（以下「要介護4等」という。）に該当するもの

イ 法第7条第3項に規定する者であって、要介護4等に相当する状態にあると市長が認めるもの

(2) 家族介護者 重度要介護者の日常生活に必要な介護を主として実施している者で、当該重度要介護者と同一世帯又はこれに準じる世帯にあるものをいう。

(支給要件)

第3条 慰労金の支給を受けることができる家族介護者は、次に掲げる要件を1年間継続して備えた重度要介護者を介護している者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。

(2) 居宅において家族介護者による介護を受けていること。

(3) 法第18条第1号に規定する介護給付（通算7日以内の短期入所介護を除く。）を受けていないこと。

(4) 通算して90日を超える長期入院をしていないこと。

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改

正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者でないこと。

（慰労金の額）

第4条 慰労金の額は、年額15万円とする。

（申請）

第5条 慰労金の支給を受けようとする家族介護者は、船橋市家族介護慰労金支給申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 申請は第3条に掲げる支給要件を満たした日の翌日から1年以内に行わなければならない。

（支給決定の可否等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、慰労金の支給の可否を決定し、船橋市家族介護慰労金支給可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 前項の規定により慰労金の支給決定の通知を受けた者は、船橋市家族介護慰労金支給請求書（第3号様式）により、慰労金の支給を市長に請求しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 この要綱による慰労金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（交付決定等の取り消し等）

第8条 偽りその他不正の手段により、慰労金の支給決定を受け、又は慰労金の支給を受けた者がいるときは、市長は、慰労金の交付決定を取り消し、又は既に支給した慰労金を返還させるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

（平成12年度ねたきり老人及び重度痴呆性老人介護手当の支給に関する要綱の廃止）

2 平成12年度ねたきり老人及び重度痴呆性老人介護手当の支給に関する要綱は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の船橋市家族介護慰労金の支給に関する要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第2条第1号ア、第3条第3号、同条第5号及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録をされていた者であって施行日から住民基本台帳に記録されているものについては、当該登録をされていた期間を住民基本台帳に記録されていた期間とみなして、改正後の船橋市家族介護慰労金の支給に関する要綱第3条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。